

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 障害福祉分野就職支援金貸与制度の手引

令和 8 年度

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
富山県福祉人材センター

目 次

1. 障害福祉分野就職支援金の概要	1
2. 手続き一覧表	3
3. 提出書類一覧表	4
4. 障害福祉分野就職支援金手続きフローチャート	5
5. 返還猶予期間について	6
6. 障害福祉分野就職支援金の返還と返還免除について	7
7. 提出様式	9
①障害福祉分野就職支援金借用申請書（様式第1号）	10
②誓約書（様式第2号）	12
③障害福祉分野就職支援金利用計画書（様式第3号）	14
④就職(内定・決定)証明書（様式第4号）	16
⑤振込口座届出書（様式第7号）	18
⑥障害福祉分野就職支援金借用書（様式第8号）	20
⑦障害福祉分野就職支援金返還計画書（様式第9号）	22
⑧障害福祉分野就職支援金猶予申請書（様式第11号）	24
⑨就職・離職届（様式第12号）	26
⑩在職証明書（様式第13号）	28
⑪障害福祉分野就職支援金返還免除申請書（様式第15号）	30
⑫変更届（様式第17号）	32
⑬辞退届（様式第18号）	34
8. 障害福祉分野就職支援金貸与規程・施行要綱	37

障害福祉分野就職支援金貸与制度の概要

1. 貸与対象者

他業種で働いていた人材のうち、一定の研修を修了した方であって、下記の条件にすべて該当する方。（※障害福祉職員等とは、「主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する方」を指します。）

- (1) 富山県内に住民登録をしている方又は県内に所在する事業所・施設に障害福祉職員等として就職した方又は就職を予定している方（雇用形態は問いません）
- (2) 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、または統合課程、もしくはは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること。）、同行援護従業者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること。）、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のいずれかを修了した方（就職と同時に研修を受講する場合は、研修修了後に修了証を提出）
- (3) 障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所に、障害福祉職員として就労した方又は就労を予定している方

2. 貸与額及び貸与回数

- (1) 貸与額 200,000円以内（一括交付）
- (2) 貸与回数 一人当たり一回限りとします。

3. 利子

貸与金は無利子とします。

4. 障害福祉分野就職支援金の返還免除

新たに障害福祉職員として就職した日から、富山県内の対象の事業所等において、※2年間、障害福祉職員等の業務に従事した場合は、貸与した障害福祉分野就職支援金の返還を全額免除します。

※在職期間が通算730日以上かつ業務に従事した日数が360日以上

5. 障害福祉分野就職支援金の返還

- ① 県内で障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき
- ② 県内で所定期間（2年間）業務に従事しなかったとき 等

6. 留意事項

「離職した介護人材の再就職準備金」や「介護分野就職支援金」を借入れたことがある場合は、貸付できません。また、障害福祉職員として就職に際して、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等から借入れをされた場合、併用貸付はできません。

7. 募集期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

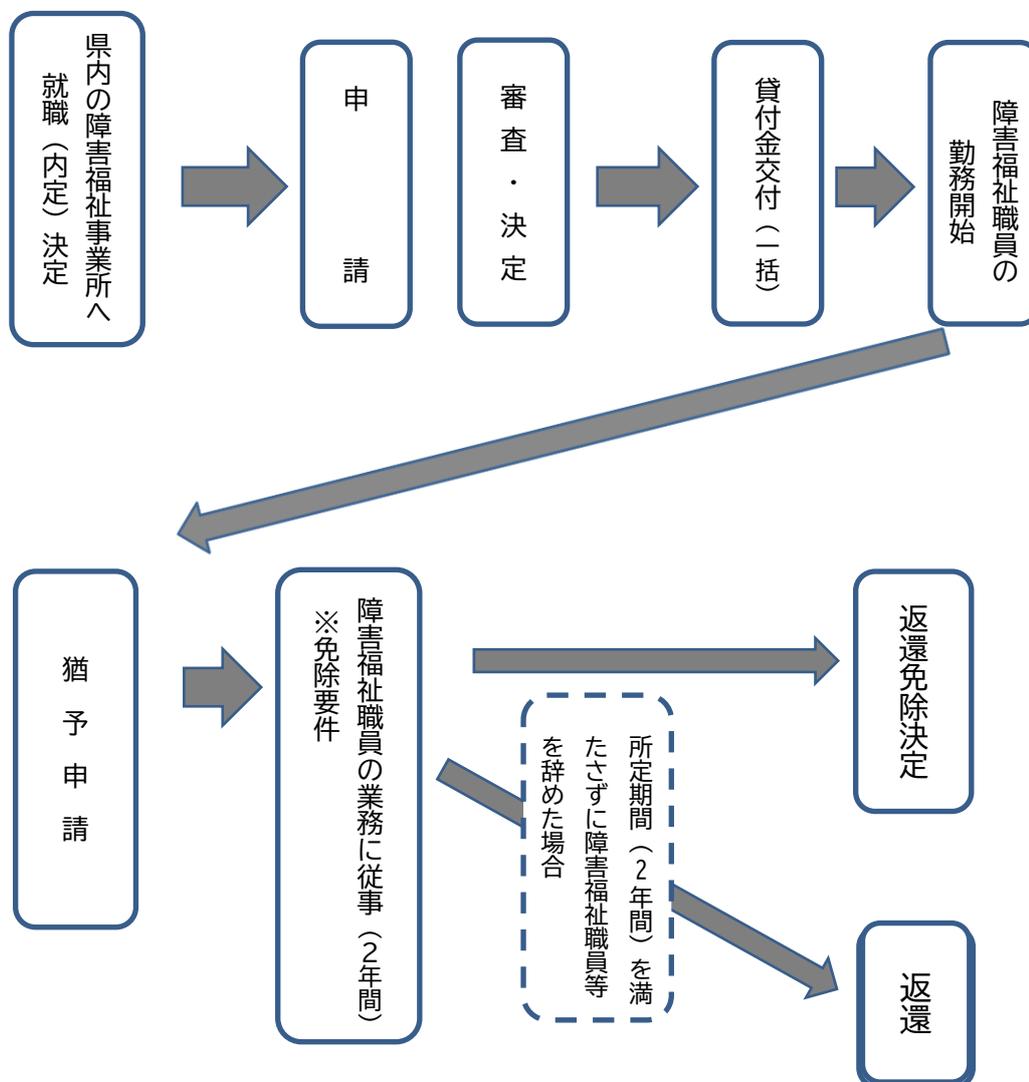
※採用が内定又は決定された日から雇用開始日までの間に借用申請してください。

※令和9年4月1日以降に就職される方は、事前にご相談ください。

8. 申請に必要な書類

- ①障害福祉分野就職支援金借用申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③障害福祉分野就職準備金利用計画書（様式第3号）
- ④就職（内定・決定）証明書（様式第4号）
- ⑤研修修了証明書等の写し
- ⑥印鑑登録証明書（申請者及び連帯保証人のもの）
- ⑦住民票の写し（申請者及び連帯保証人のもの（個人番号を省略したもの））
- ⑧所得を証明する書類（連帯保証人のもの）

【申請から返還免除までの流れ（モデル）】



手続き一覧表

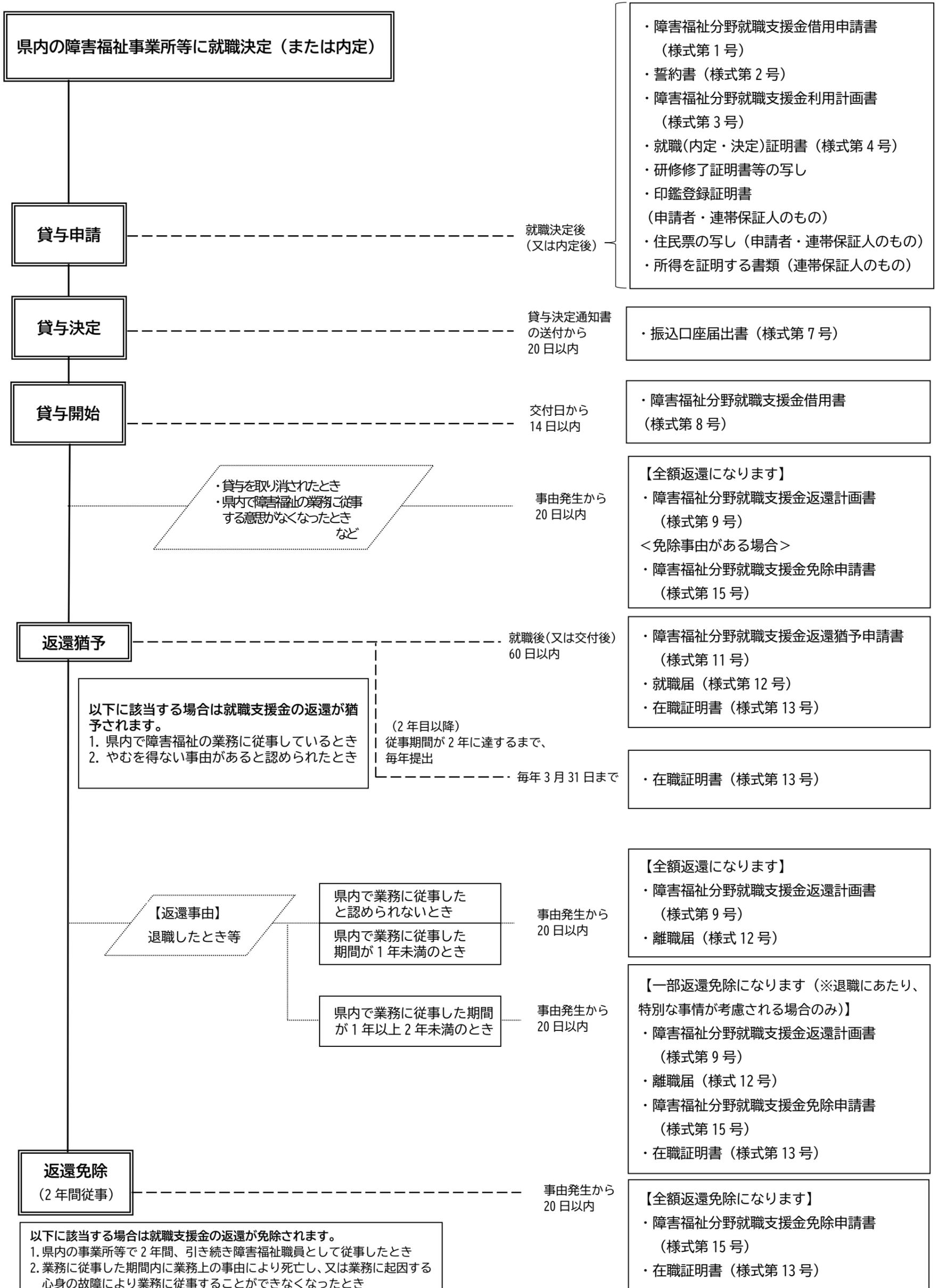
区分	提出書類	取り扱い
貸与が決定したとき	・振込口座届出書(様式第7号)	就職支援金の振込先を登録します。提出後、就職支援金が交付されます。
就職支援金が交付されたとき	・障害福祉分野就職支援金借用書(様式第8号)	交付日から14日以内に借用書を提出します。
県内で障害福祉職員等の業務に従事*することとなったとき(就職開始)	・障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書(様式第11号) ・就職届(様式第12号) ・在職証明書(様式第13号)	県内において障害福祉職員等の業務に従事*する場合は就職支援金の返還が猶予されます。猶予要件を満たしているか確認し、猶予決定通知書を貸与者本人宛に送付します。業務に従事した期間が2年を経過するまでは、毎年在職証明書の提出が必要となります。
貸与を取り消されたとき 指定の業務に従事*しないとき(他の業務に就職が決定したとき等)	・障害福祉分野就職支援金返還計画書(様式第9号)	貸与を取り消されたとき、また指定の業務に従事*することができない場合等は返還となり、一括又は月賦・半年賦により、就職支援金を返還していただきます。
県内で業務に従事*した期間が2年を経過したとき	・障害福祉分野就職返還免除申請書(様式第15号) ・在職証明書(様式第13号) ・休職証明書(休職期間がある者のみ) (※様式の指定はありません)	業務に従事した期間が2年を経過した場合は、返還免除申請書の提出により、就職支援金の返還を全額免除します。
返還猶予期間中の離職、県外転出などにより猶予要件を満たさなくなったとき	・障害福祉分野就職支援金返還計画書(様式第9号) ・障害福祉分野就職支援金返還免除申請書(様式第15号)(※該当者のみ) ・離職届(様式第12号) { ※ 猶予要件を満たさない理由が、 「離職」である場合 } ・在職証明書(様式第13号) (※該当者のみ)	就職支援金返還となります。一年以内に一括又は月賦・半年賦により返還していただきます。返還猶予の間があるときは、一部を返還免除とすることがあります。該当する場合は返還免除申請書と在職証明書の提出が必要になります。
勤務先名称や借受人及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	・変更届(様式第17号) ・変更内容が確認できるもの	届出を受け、登録されている情報を修正します。
貸与を辞退しようとするとき	・障害福祉分野就職支援金借用書(様式第8号) 既に貸与している場合 ・辞退届(様式第18号)	就職支援金の貸与決定を取消し、貸与済の就職支援金がある場合は、速やかに就職支援金を返還していただきます。

*業務に従事…富山県内の障害福祉サービスを提供する事業所に、障害福祉職員として従事することです。

提出書類一覧表

提出書類名	提出時期	添付書類
振込口座届出書 (様式第 7 号)	貸与決定時	預金通帳の写し等、名義や口座番号が確認できるもの
障害福祉分野就職支援金借用書 (様式第 8 号)	就職支援金交付後 14 日以内	なし ※印鑑登録証明書と同じ印を使用のこと
障害福祉分野就職支援金返還計画書 (様式第 9 号)	① 就職支援金の貸与が取り消されたとき ② 貸与後、返還事由が発生したとき	なし
障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書 (様式第 11 号)	障害福祉職員等の業務に従事した、又はしているとき	在職証明書 (様式第 13 号)
就職・離職届 (様式第 12 号)	① 県内で就職し、障害福祉等の業務に従事することとなったとき ② 退職したとき	在職証明書 (様式第 13 号)
在職証明書 (様式第 13 号)	就職届や返還猶予申請等、県内で障害福祉職員等の業務に従事している事の証明が必要な場合	なし
障害福祉分野就職支援金返還免除申請書 (様式第 15 号)	① 従事期間が 2 年経過したとき ② 従事期間が 2 年を経過していないが、一部免除を申請する場合	在職証明書 (様式第 13 号) 休職証明書 (休職期間がある者のみ) (※様式任意)
変更届 (様式第 17 号)	借受人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先の名称及び所在地等に変更があったとき	連帯保証人の印鑑登録証明書(保証人に変更があった場合) 変更内容が確認できるもの
辞退届 (様式第 18 号)	貸与を辞退するとき	辞退する理由を証明する書類の写し (他奨学金等の受給決定通知等)

障害福祉分野就職支援金手続きフローチャート



返還猶予期間について

返還猶予要件に該当し、就職支援金の返還猶予を受ける場合の猶予期間は、以下のとおりとなります。

	猶予要件(猶予事由)	猶予期間
①	県内の事業所等において、障害福祉職員の業務に従事しているとき	業務に従事した期間が2年に達するまでの期間
②	その他災害・病気・負傷等やむを得ない事由があると認められる場合	※要相談

※表の①は、県内で業務に従事した期間が2年に達するまでの間としておりますが、その間産休・育休その他により休職期間がある場合は、従事期間とはみなさないため、猶予期間を延長(休職期間に相当する日数)します。

- ◎ 猶予要件に該当しなくなった場合は、速やかに返還の手続きをとる必要があります。
- ◎ 猶予を受けている途中で勤務先の変更があった場合は「就職・離職届(様式第12号)」と「在職証明書(様式第13号)」により届け出てください。
- ◎ 休職期間がある場合は、在職証明書(様式第13号)と併せて休職証明書(様式任意・コピーでも可)を添付するか、在職証明書にその旨勤務先に記載してもらってください。

障害福祉分野就職支援金の返還と返還免除について

障害福祉分野就職支援金の返還は、県内において障害福祉職員の業務に 2 年間従事したときに全額免除されます。

《A：返還について》

貸与終了後、猶予要件に該当しない場合は、障害福祉分野就職支援金を返還していただきます。

〈1〉返還の一部免除

県内での障害福祉職員等としての従事期間が 1 年（180 日）以上あるとき、期間に応じて、返還額の一部を免除します。

【抜粋】

社会福祉法人富山県社会福祉協議会障害福祉分野就職支援金貸与規程施行要綱
第 10 条の 3

会長は、就職支援金の貸与を受けた者が規程第 9 条第 2 項各号の規定に該当するに至ったときは、富山県内（以下「県内」という。）の事業所等において障害福祉職員として業務に従事した日数を、360（1 を超えるときは 1 とする）で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額以内の額の返還を免除することができる。

<具体例>

金 20 万円借受後、県内で障害福祉職員として就労したが、就労開始の 1 年 6 か月後（業務に従事した期間が 270 日だった場合）に結婚し、県外に転出した場合

⇒ 「障害福祉職員等として業務に従事した期間（270 日間）」 ÷
（360 日間） × 「返還すべき額 = 20 万円」

（例）270 日間 ÷ 360 日間 × 20 万円 = 15 万円 ※端数切捨

⇒ 15 万円を一部免除し、残り 5 万円を返還する。

〈2〉返還期間

1 年以内（返還決定を受けた月の翌月から開始）

〈3〉返還方法

〈2〉の返還期間内に一括又は割賦方式（月賦・半年賦）により返還

《B：返還免除について》

県内において障害福祉職員の業務に従事した期間が2年に達したときは障害福祉分野就職支援金の返還が全額免除されます。

<参考> 障害福祉分野就職支援金の返還債務の免除に係る対象業務

1. 次に規定する障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設
 - ・ 障害者総合支援法 第5条第1項、第18項、第77条及び第78条
 - ・ 児童福祉法 第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項
 - ・ 身体障害者福祉法 第4条の2

2. 次に規定する事業所若しくは施設
 - ・ 障害者総合支援法 第5条第27項、第28条及び第77条の2
 - ・ 身体障害者福祉法 第5条

提出様式

◎様式はコピーして使用してください。

様式第1号

障害福祉分野就職支援金借用申請書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 様

申請者※自筆

障害福祉分野就職支援金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借用希望金額		金 円	
本人	住 所	〒	
	氏名及び生年月日	ふりがな	年 月 日生 (歳)
	電話番号	自宅： ()	携帯： ()
障害福祉職員として働いていたことが	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		※いずれかに☑	
緊急連絡先①	住 所	〒	
	氏名及び本人との関係	ふりがな	本人との関係
電話番号	自宅： ()	携帯： ()	
緊急連絡先②	住 所	〒	
	氏名及び本人との関係	ふりがな	本人との関係
電話番号	自宅： ()	携帯： ()	

注1) 年齢は申請日現在で記入。

※申請書類でいただいた個人情報、本事業以外では使用いたしません。

注2) 貸与は一人当たり一回限りです。

【記入例・記入要領】

様式第1号	(障害福祉分野就職支援金貸与)					
障害福祉分野就職支援金借用申請書						
〇〇年〇月△日						
富山県社会福祉協議会長 様						
申請者 ^{※自筆} 〇〇 〇〇						
障害福祉福祉分野就職支援金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。						
借用希望金額	金 ●●●●, ●●●●円					
本人	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
	氏名及び生年月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">ふりがな とやま はなこ</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">富山 花子</td> <td style="text-align: center;">昭和〇年〇月〇日生 (〇〇歳)</td> </tr> </table>	ふりがな とやま はなこ		富山 花子	昭和〇年〇月〇日生 (〇〇歳)
	ふりがな とやま はなこ					
	富山 花子	昭和〇年〇月〇日生 (〇〇歳)				
電話番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">自宅：XXX (XXX) XXXX</td> <td style="width: 50%;">携帯：：XXX (XXX) XXXX</td> </tr> </table>	自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX			
自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX					
障害福祉職員として働いていたことが	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <small>※いずれかに☑</small>					
緊急連絡先①	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
	氏名及び本人との関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">ふりがな とやま いちろう</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">本人との関係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">富山 一郎</td> <td style="text-align: center;">夫</td> </tr> </table>	ふりがな とやま いちろう	本人との関係	富山 一郎	夫
	ふりがな とやま いちろう	本人との関係				
富山 一郎	夫					
電話番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">自宅：XXX (XXX) XXXX</td> <td style="width: 50%;">携帯：：XXX (XXX) XXXX</td> </tr> </table>	自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX			
自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX					
緊急連絡先②	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
	氏名及び本人との関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">ふりがな たてやま たろう</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">本人との関係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">立山 太郎</td> <td style="text-align: center;">父</td> </tr> </table>	ふりがな たてやま たろう	本人との関係	立山 太郎	父
	ふりがな たてやま たろう	本人との関係				
立山 太郎	父					
電話番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">自宅：XXX (XXX) XXXX</td> <td style="width: 50%;">携帯：：XXX (XXX) XXXX</td> </tr> </table>	自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX			
自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX					

注1) 年齢は申請日現在で記入。
※申請書類でいただいた個人情報、本事業以外では使用いたしません。

注2) 貸与は一人当たり一回限りです。

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号 〒
 (申請者自筆) 住 所
 氏 名 実印
 電話番号 (自宅)
 (携帯)

連帯保証人 郵便番号 〒
 (保証人自筆) 住 所
 氏 名 実印
 電話番号 (自宅)
 (携帯)
 年 所 得 [千円]
 申請者との関係 []

私は、下記のとおり障害福祉分野就職支援金の貸与が決定し、貸与を受けるにつきましては、社会福祉法人富山県社会福祉協議会障害福祉分野就職支援金貸与規定等を遵守し、県内の事業所等において障害福祉職員等の業務に従事することを誓います。

なお、就職支援金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

借用金額	金	円
------	---	---

(添付書類)

1. 印鑑登録証明書（申請者及び連帯保証人のもの）
2. 住民票の写し
 （申請者及び連帯保証人のもの（個人番号を省略したもの））
3. 所得を証明する書類（連帯保証人のもの 源泉徴収票の写し等）

様式第3号

障害福祉分野就職支援金利用計画書

年 月 日

ふりがな		性別	生年月日	S・H・R 年 月 日
氏名		男・女		
住所				
連絡先	自宅	()	携帯電話	()
	メールアドレス	@		
修了した研修名				
研修修了日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日)	※就職と同時に研修を受講する場合、上段に研修修了予定日を記載し、下段のカッコ書きに研修受講予定日を記載する事。		
研修実施機関名				
借入希望金額	¥	—		
※ 該当する () に○をつけてください。	<input type="checkbox"/> 子どもの預け先を探す際の活動費 <input type="checkbox"/> 介護にかかる軽微な情報収集や講習会参加費又は参考図書等の購入費 <input type="checkbox"/> 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費 <input type="checkbox"/> 資金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 <input type="checkbox"/> 通勤用の自転車又はバイクの購入費 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()			
就職予定年月日	令和 年 月 日			
就職先の事業所名				
直近の退職年月日 (離職者に限る。)	平成・令和 年 月 日			
前職種名				

(添付書類)

・研修修了証の写し(介護職員初任者研修以上のもの)

※研修未修了の方は、研修が修了した後速やかに修了証を提出してください。

【記入例・記入要領】

(障害福祉分野就職支援金貸与)

様式第3号

障害福祉分野就職支援金利用計画書

○年 ○月 ○日

ふりがな	○○ ○○	性別	生年月日	S・ <input checked="" type="radio"/> ・R ○年○月○日			
氏名	○○ ○○	男・ <input checked="" type="radio"/>					
住所	〒○○○—○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○						
連絡先	自宅	○○○(○○○)○○○	携帯電話	()			
	メールアドレス	@					
修了した研修名	実務者研修						
研修修了日	令和 ○年 ○月 ○日 (令和 年 月 日)	※就職と同時に研修を受講する場合、上段に研修修了予定日を記載し、下段のカッコ書きに研修受講予定日を記載する事。					
研修実施機関名	○○○養成施設						
借入希望金額	¥ 200,000 —						
※ 該当する()に○をつけてください。	<input type="checkbox"/> 子どもの預け先を探す際の活動費 <input type="checkbox"/> 介護にかかる軽微な情報収集や講習会参加費又は参考図書等の購入費 <input type="checkbox"/> 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費 <input type="checkbox"/> 資金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 <input checked="" type="checkbox"/> 通勤用の自転車又はバイクの購入費 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>						
就職予定年月日	令和	○○	年	○○	月	○○	日
就職先の事業所名	社会福祉法人○○○福祉会 ○○○○○○						
直近の退職年月日 (離職者に限る。)	平成・令和	○○	年	○○	月	○○	日
前職種名	事務職						

(添付書類)
 ・研修修了証の写し(介護職員初任者研修以上のもの)
 ※研修未修了の方は、研修が修了した後速やかに修了証を提出してください。

様式第4号

就職（内定・決定）証明書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

住 所	〒 -
氏名(ふりがな)	()
連絡先	自 宅： ()
	携帯電話： ()
生年月日	年 月 日 (歳)

下記のとおり障害福祉職員の業務に従事雇用が（内定・決定）しました

業 務 従事先	所在地	〒 -
	法人名	
	施設名	
	電話番号	()
	職 種	
雇用開始日	年 月 日	

上記のとおり（内定・決定）していることを証明します。

年 月 日

(法人名)

(代表者名)

印

※内定、または決定のいずれかに該当するものに○をつけてください。

【記入例・記入要領】

(障害福祉分野就職支援金貸与)

様式4号

就職(内定・決定)証明書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長様

住所	〒XXX-XXXX ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名(ふりがな)	富山 花子 (とやま はなこ)
連絡先	自宅: XXX (XXX) XXXX
	携帯電話: XXX (XXX) XXXX
生年月日	昭和○○年○○月○○日(○○歳)

下記のとおり障害福祉職員の業務に従事雇用が(内定・決定)しました

業務 従事先	所在地	〒XXX-XXXX ○○○○○○○○○○○○
	法人名	社会福祉法人○○会
	施設名	障害者支援施設○○○○苑
	電話番号	XXX (XXX) XXXX
	職種	障害福祉職員
雇用開始日	○○年○○月○○日	

上記のとおり(内定・決定)していることを証明します。

○○年○○月○○日
(法人名)
(代表者名)

社会福祉法人○○○○会
△△ △△△△

印

※内定、または決定のいずれかに該当するものに○をつけてください。

【記入例・記入要領】

(障害福祉分野就職支援金貸与)

様式第7号

振込口座届出書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借受人 決定番号 R〇〇-障支〇〇
 郵便番号 〒XXX-XXXX
 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 富山 花子
 電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ゆうちょ銀行を指定の場合3ケタの番号を記入してください。

障害福祉分野就職支援金の振込口座を下記の通り届け出ます。

口座振込指定 金融機関	銀行		支店		(店番)								
	信用金庫		出張所		1	1	1						
指定口座	預貯金種目	1. 普通	口座番号					1	1	1	1	1	1
		2. 当座	(左づめで記入)										
口座名義人 (申請者名義)	フリガナ	ト	ヤ	マ	ハ	ナ	コ						
	富山 花子												

姓と名の間は1字空けてください。

《振込先の指定》

- ・ 振込先として指定する口座は、本人名義のものに限ります。
- ・ 万一、登録された口座情報に誤りがあったときは、速やかに富山県社会福祉協議会まで連絡してください。
- ・ 口座情報（金融機関名（支店名、店番）、口座名義人、口座番号等）が確認できる写しを添付してください。

様式第 8 号

収 入
印 紙

障害福祉分野就職支援金借用書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借 受 人 決定番号
(本人自筆) 郵便番号 〒
住 所
氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 郵便番号 〒
(本人自筆) 住 所
氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

社会福祉法人富山県社会福祉協議会障害福祉分野就職支援金貸与規程により、
障害福祉分野就職支援金を下記のとおり借用いたしました。

下記金額を、同規程の方法に従い返済いたします。

借用日	年 月 日
借用金額	金 円

注1) 印鑑は、誓約書に捺印したものとする

様式第9号

障害福祉分野就職支援金返還計画書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借受人 決定番号
 (本人自筆) 郵便番号 〒
 住 所
 氏 名 実印
 電話番号 (自宅)
 (携帯)

連帯保証人 郵便番号 〒
 (本人自筆) 住 所
 氏 名 実印
 電話番号 (自宅)
 (携帯)

次のとおり障害福祉分野就職支援金を返還したいので、承認して
 くださるようお願いします。

1 借入総額		円
2 免除承認額		円
3 返還債務額		円
4 返還方法		
一括払い		
割賦方法		
半年賦	円 (1回の返還額)	回
月 賦	円 (1回の返還額)	回
5 返還期間	年 月から	年 月まで

様式第 11 号

障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借 受 人 決定番号
(本人自筆) 郵便番号 〒
住 所
氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

就職支援金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の就職支援金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予を受けようとする理由 (該当する番号に○を付けてください。)	
① 県内の事業所等において、障害福祉職員の業務に従事しているため	
② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるため (理由：)	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類 (在職証明書 (様式第 13 号) 等) を添付すること。

【記入例・記入要領】

(障害福祉分野就職支援金貸与)

様式第 11 号

障害福祉分野就職支援金返還猶予申請書

〇〇年〇月〇日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借受人 決定番号 R〇〇-障支〇〇
 郵便番号 〒XXX-XXXX
 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 富山 花子
 電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

借入総額を記入

就職支援金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の就職支援金の額	金 200,000 円
猶予を受けようとする期間	〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで
猶予を受けようとする理由 (該当する番号に○を付けてください。) ① 県内の事業所等において、障害福祉職員の業務に従事しているため ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるため (理由：)	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類 (在職証明書 (様式第 13 号) 等) を添付すること。

②の理由で就職支援金の返還が猶予できるのは、災害、病気、その他やむを得ない事由があると認められる場合のみです。(猶予期間…要相談)

初任者研修以上の研修を修了していない方は、研修修了日から免除期間に該当しますので、研修修了予定日から 24 月後の日付を記入ください。
 (例) 就職日は令和 8 年 4 月 1 日だが、初任者研修修了日は令和 8 年 6 月 1 日
 ⇒猶予期間は「令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで」

様式第 12 号

就 職 ・ 離 職 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借 受 人 決定番号
(本人自筆) 郵便番号 〒
住 所
氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 郵便番号 〒
(本人自筆) 住 所
氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり 就職・離職しましたので、届け出ます。

就職・離職 の区分	就職・離職の年月日	勤務先の名称	勤務先の所在地
	年 月 日		〒
	年 月 日		〒

様式第 13 号

在 職 証 明 書

氏 名
住 所 〒

上記の者は、 年 月 日から
 年 月 日まで

当法人の施設で障害福祉の業務をしていることを証明する。

(在職期間 日、業務に従事した期間 日)

年 月 日

施設の所在地

施設の種類

施 設 名

法 人 名

代表者名

印

【記入例・記入要領】

(障害福祉分野就職支援金貸与)

様式第13号

在 職 証 明 書

氏名 富山 花子
住所 〒XXX-XXXX
○○○○○○○○○○○○

上記の者は、 ○年○月○日から
○年○月○日まで

当法人の施設で障害福祉の業務をしていることを証明する。
(在職期間 225 日、業務に従事した期間 150 日)

○×年××月△△日

施設の所在地 ○○市△△△××番地
施設の種類 障害者支援施設
施設名 ○○○苑
法人名 △△△△△△
代表者名 △△ △△△ 印

この様式は、就職支援金の貸与を受けた者が県内の施設において、障害福祉等の業務に従事していることを証明するための様式です。法人の押印(公印)を受け、返還猶予申請書、就職届等の添付書類として提出してください。産休・育休等の休職期間がある場合は、欄外にその期間を記入するか、休職証明書(様式任意)とあわせて提出してください。

継続して就労している場合は、同じ日付けでも構いません。(法人の証明日まで在職しているという意味合いになります。)

《休職期間がある場合の記入》
産休・育休等の休職期間がある場合は、欄外にその旨を記入するか、休職証明書(様式任意)と併せて提出してください。
(記入例)
・ 育児休業：○△年○月～○△年×月

様式第 15 号

障害福祉分野就職支援金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借受人 決定番号
 (本人自筆) 郵便番号 〒
 住 所
 氏 名
 電話番号 (自宅)
 (携帯)

就職支援金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

免除申請額		円
借入総額		円
返還債務額		円
免除を受けようとする理由		
県内における業務従事経歴		
勤務先名称	職 種	勤 務 期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
産休・育休	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
休 職	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
停 職	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
その他これらに 準ずる休業	有・無	年 月 日から 年 月 日まで

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 13 号）、育休
その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

【記入例・記入要領】

(障害福祉分野就職支援金貸与)

様式第 15 号

障害福祉分野就職支援金返還免除申請書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借受人 決定番号 R〇〇-障支〇〇
 郵便番号 〒XXX-XXXX
 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 富山 花子
 電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 (携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

再就職準備金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

免除申請額	金 200,000 円	
借入総額	金 200,000 円	
返還債務額	0 円	
免除を受けようとする理由	県内において障害福祉職員の業務に2年間従事したため	
県内における業務従事経歴		
勤務先名称	職種	勤務期間
障害者支援施設 〇〇〇苑	障害福祉 職員	〇〇年〇月〇日から 〇△年△月〇日まで
施設の種別+施設名 で記入してください。		
産休・育休	(有)・無	〇×年△月△日から ×〇年〇月△日まで
休 職	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
停 職	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
その他これら に準ずる休業	有・無	年 月 日から 年 月 日まで

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 13 号）、育休
 その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

県内において介護職員等の業務に2年従事した場合は全額返還免除となりますので、借入総額全額を記入してください。
 一部免除になる場合は業務に従事した期間によって金額が決定しますので詳細は6ページ「就職支援金の返還と返還免除について」を参照してください。

借入総額から免除申請額を差し引いた金額を記入してください。

該当する場合に記入し、その証明書を添付してください。

様式第 17 号

変 更 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借 受 人 決定番号
(本人自筆) 郵便番号 〒
住 所
氏 名 美印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 郵便番号 〒
(本人自筆) 住 所
氏 名 美印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【記入例・記入要領】

(障害福祉分野就職支援金貸与)

様式第 17 号

変 更 届

〇〇年〇月〇日

富山県社会福祉協議会長 様

借 受 人決定番号 R〇〇-障支〇〇

郵便番号 〒XXX-XXXX

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 富山 花子 実印

電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連帯保証人 郵便番号 〒XXX-XXXX

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 北陸 一郎 実印

電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

実印で押印してください。

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
住所	〇〇年〇月〇日	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇	〒XXX-XXXX △△△△△△△△
電話番号	〇〇年〇月〇日	XXX-XXX-XXXX	XXXX-XX-XXXX
	年 月 日		

《変更の届出》

下記の事項に変更があった場合はこの様式により届出願います。
変更内容のわかるものを添付してください。(住民票、運転免許証の写し等)

- ・ 氏名 (姓の変更)
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 勤務先名称
- ・ 勤務先住所
- ・ 連帯保証人氏名 (この場合は必ず印鑑登録証明書を添付すること)
- ・ 連帯保証人住所 (この場合は必ず印鑑登録証明書を添付すること)
- ・ 連帯保証人電話番号

様式第 18 号

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借 受 人 決定番号
(本人自筆) 郵便番号 〒
住 所
氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 郵便番号 〒
(本人自筆) 住 所
氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり就職支援金の貸与を受けることを辞退します。

辞 退 の 理 由

【記入例・記入要領】

(障害福祉分野就職支援金貸与)

様式第 18 号

辞 退 届

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 様

借 受 人 決定番号 R〇〇-障支〇〇
郵便番号 〒XXX-XXXX
住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子 (実印)
電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
連帯保証人 郵便番号 〒XXX-XXXX
住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 北陸 一郎 (実印)
電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

誓約書提出時に記載した連帯保証人を記入してください。連帯保証人の住所等に変更があった場合は、「変更届(様式第17号)」にて変更の届出を行ってから提出してください。必ず実印で押印してください。

下記のとおり就職支援金の貸与を受けることを辞退します。

辞退の理由

障害福祉の業務に従事しないこととしたため。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
障害福祉分野就職支援金貸与規程・施行要綱

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会障害福祉分野就職支援金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における障害福祉職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下、「就職支援金」という。）の貸与を実施し、富山県内（以下、「県内」という。）において、迅速に、より幅広く新たな人材を確保することを目的とする。

(就職支援金の貸与)

第2条 社会福祉法人富山県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）は、県内に住民登録をしている者又は県内に所在する事業所・施設に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号、以下「身体障害者福祉法」という。）第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就職した者であって、次の各号の要件をいずれも満たす者に対し、就職支援金を貸与することができる。

(1) 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、または「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること。）、同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修、「地域生活支援事業等の実施について（平成28年8月3日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）」に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のいずれかを修了した者。

なお、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）（以下、「事務次官通知」という。）第6に掲げる「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」及び「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（以下、「福祉基盤課長通知」という。）の別紙2における「介護分野就職支援金貸付事業」の貸し付けを受けたことがある者を除く。

(2) 障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法第4条の2に規定するサービスをいう。）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28項及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、障害福祉職員として就労した者又は就労を予定している者

(貸与対象経費及び貸与額)

第3条 貸与対象経費は、障害福祉職員として就職するにあたって会長が必要と認める費用とする。

2 就職支援金の貸付額は、200,000円と貸付対象者が会長に提出した就職支援金利用計画書（様式第3号）に記載された額のいずれか少ない方の額とする

3 貸与回数は、一人当たり一回限りとする。

4 貸与するには、利息を付さない。

(連帯保証人)

第4条 就職支援金の貸与を受けようとする者は、1人の連帯保証人を立てなければならない。
この場合において、就職支援金の貸与を受けようとする者が未成年者であるとき、連帯保証人はその者の法定代理人でなければならない。

(貸与の取消し)

第5条 会長は、貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就職支援金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他貸与することが適当でない認められるとき。

(理由の提示)

第6条 会長は、前条の規定により就職支援金の貸与を取り消すときは、貸与を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第7条 就職支援金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、就職支援金を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により、就職支援金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により県内の事業所等において障害福祉職員の業務に従事できなくなったとき。

(返還の猶予)

第8条 会長は、就職支援金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、就職支援金の返還を猶予することができる。

- (1) 県内の事業所等において、障害福祉職員の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第9条 会長は、就職支援金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就職支援金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 県内の事業所等において障害福祉職員として就労した日（就職と同時に第2条第1号に掲げる研修を受ける者にあつては、研修を修了した日）から、要綱で定める期間、引き続き障害福祉職員の業務に従事したとき。

なお、従事する事業所等の法人における人事異動等により、就職支援金の貸与を受けた者の意思によらず、県外において障害福祉職員の業務に従事した期間については、県内において障害福祉職員の業務に従事した期間に含めるものとする。

- (2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

2 会長は、就職支援金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就職支援金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により就職支援金を返還することが困難になったとき。
- (3) 長期間所在不明となっている場合等就職支援金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
- (4) 県内において1年以上、障害福祉職員の業務に従事したとき。

(延滞利息)

第10条 就職支援金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて就職支援金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調定しないことができる。

(要綱への委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会障害福祉分野就職支援金貸与規程施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）障害福祉分野就職支援金貸与規程（以下、「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(就職支援金申請手続等)

第2条 障害福祉分野就職支援金（以下、「就職支援金」という。）の貸与を受けようとする者は、就職支援金借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに県社協会長（以下「会長」という）に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 就職支援金利用計画書（様式第3号）
- (3) 就職(内定・決定)証明書（様式第4号）
- (4) 規程第2条第1号で規定する研修の修了証明書の写し
- (5) 印鑑登録証明書（申請者及び連帯保証人のもの）
- (6) 住民票の写し（申請者及び連帯保証人のもの（個人番号を省略したもの））
- (7) 所得を証明する書類（連帯保証人のもの）

(貸与決定等)

第3条 会長は、前条第1項の規定により申請書等が提出された場合は、申請者に就職支援金貸与決定通知書（様式第5号）又は就職支援金貸与不承認決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 会長は、予算の範囲内で貸与決定を行うこととし、予算を超える申請があった場合は貸付決定を行わないものとする。
- 3 申請者は、前項の就職支援金の貸与決定通知を受けたときは、その日から20日以内に、振込口座届出書（様式第7号）を会長に提出するものとする。

(資金の貸与)

第4条 就職支援金は、一括交付とする。

(連帯保証人)

第5条 規程第4条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者であって、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であって、会長が適当と認める者とする。

- 2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者とし、日本国籍を有する者又は永住者もしくは特別永住者とする。

(就職支援金借用書の提出)

第6条 就職支援金の貸与を受けた者は、交付日から14日以内に、連帯保証人と連署の上、就職支援金借用書（様式第8号）を会長に提出するものとする。

(返還の方法)

第7条 規程第7条の規定により就職支援金を返還する者は、同条各号に該当する事由の生じた日から20日以内に就職支援金返還計画書（様式第9号）を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 会長は、就職支援金の返還を承認する際は、貸与者に対し就職支援金返還決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 3 就職支援金の返還は、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内において、一括、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(就職支援金返還猶予申請書)

第 8 条 規程第 8 条に規定する就職支援金の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から 60 日以内に就職支援金返還猶予申請書(様式第 11 号)、就職届(様式第 12 号)及び在職証明書(様式第 13 号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、就職支援金の猶予を承認する際は、貸与者に対し就職支援金返還猶予決定通知書(様式第 14 号)により通知するものとする。

(返還の猶予期間)

第 9 条 規程第 8 条の規定により就職支援金の返還を猶予する期間は、1 年以内とする。

(返還の免除)

第 10 条 規程第 9 条第 1 号で定める期間は 2 年(在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上)とする。

2 ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事している者に係る在職期間については、市町村又は有料職業紹介所等に登録した期間を含めて差し支えないものとし、同時に 2 以上の市町村等において業務に従事した期間は、1 の期間として計算して通算しないものとする。

3 会長は、就職支援金の貸与を受けた者が規程第 9 条第 2 項各号の規定に該当するに至ったときは、富山県内(以下「県内」という。)の事業所等において障害福祉職員として業務に従事した日数を、360(1 を超えるときは 1 とする)で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額以内の額の返還を免除することができる。

(就職支援金返還免除申請書)

第 11 条 規程第 9 条に規定する就職支援金の返還の免除を受けようとする者は、同条第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する事由の生じた日から 20 日以内に就職支援金返還免除申請書(様式第 15 号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、就職支援金の免除を承認する際は、貸与者に対し就職支援金返還免除決定通知書(様式第 16 号)により通知するものとする。

(従事期間の計算)

第 12 条 規程第 9 条第 2 項各号の業務に従事した期間は、1 年を 180 日として換算する。

2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、退職、停職その他これらに準ずる休業の期間があるときは、その期間は従事した期間に含まないものとする。

(届出)

第 13 条 就職支援金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、連帯保証人と連署の上、直ちに、会長に届け出るものとする。

(1) 就職支援金の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(2) 勤務に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。

(3) 県内において障害福祉職員の業務に就職または離職したとき。

(4) 勤務先の名称及び所在地に変更があったとき。

2 就職支援金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は自ら前項の規定による届出をすることができないときは、その連帯保証人が届け出るものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱で定めるもののほか、就職支援金の貸与に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

《問合せ先》

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県福祉人材センター

(無料職業紹介事業許可番号 16-ム-010005)

〒930-0094 富山市安住町5番21号

富山県総合福祉会館(サンシップとやま)

TEL 076-432-6156 / FAX 076-432-6532